

平成28年度税財政等に関する提案

(H27. 7月提言からの変更点等)

平成27年11月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

I 地方創生の推進

1 地方創生・人口減少対策のための財源確保

(2) 新型交付金の創設

地方一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組みを深化させるための交付金については、平成28年度の概算要求において国費ベースで1,080億円が計上されたところである。地方創生に係る国交付金については、平成26年度補正予算において「地方創生先行型交付金」（1,700億円）が措置されたところであるが、今後、地方創生の具体の取組みが本格化するにあたり、新型交付金に対する地方の期待が高まっていること、また、政府において新たに「一億総活躍社会の実現」が基本方針として掲げられたことなどから、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、補正予算での対応を含めて拡充すべきである。

また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など弾力的な取扱いを行うべきである。

(中略)

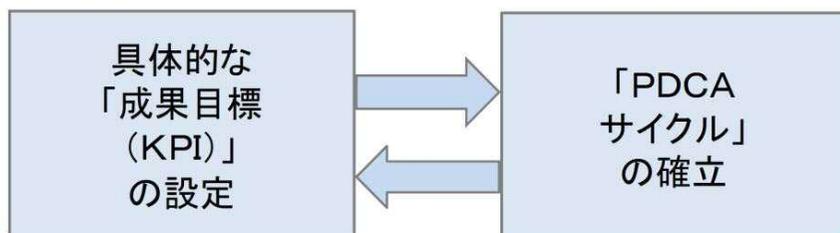
併せて、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に、地方財政措置を確実に講ずるべきである。

地方創生の深化のための新型交付金

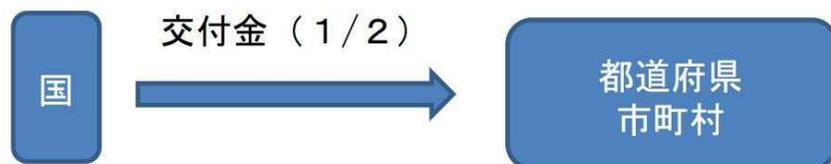
28年度概算要求額 各府省合計1,080億円【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一の方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 【想定される支援対象】
- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例）ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等
 - ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組（政策間連携）
 - ・地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
 - ③先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

I 地方創生の推進（続き）

3 企業版ふるさと納税の創設とふるさと納税の運用

（1）企業版ふるさと納税の創設

平成28年度税制改正において、地方団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人税や法人住民税の税額控除の措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度として「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設」が検討されている。

「企業版ふるさと納税」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取り組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できることから、モラルハザードにならないような制度設計に留意して検討すべきである。なお、具体的な制度設計にあたっては、地方団体の意見を十分に踏まえるべきである。

(参考) 「企業版ふるさと納税」に関するアンケート結果 (全国知事会)

- 平成27年9月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都市府県に対して「企業版ふるさと納税」に関するアンケートを実施
- 委員長県を除く 22 団体からの回答結果をとりまとめ

(1) 28年度税制改正要望で制度素案が示された「地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)」に対する意見

・ 賛成	4
・ 制度趣旨や方向性に賛成	13
・ 詳細不明でよく分からない	5
・ 制度趣旨や方向性に反対	0
・ 反対	0

【賛成、制度趣旨や方向性に賛成】

- ・ 民間資金の活用が図られ、地方創生に資する効果が期待
- ・ 地方財源の拡充、地方団体間の税財源の偏在是正にも一定の効果
- ・ 企業側の社会貢献活動を促進
- ・ 企業が地方の取組みに興味を持ち、地方を応援するきっかけづくりを促進
- ・ 地方団体間の健全な政策競争の発展が期待

【詳細が不明であり、よく分からない】

- ・ 税額控除の上限額や規模、内閣府による寄附対象事業の認定基準が不明
- ・ 実質的に地方間で税収を移転する制度であり、地方税の応益原則に反する

(2) 制度創設の検討にあたって留意すべき点など

- ・ 過度な寄附獲得競争や便宜供与などのモラルハザードが生じないような制度設計とすべき
- ・ 寄附対象事業の認定基準の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映し、地方団体の自主性を発揮できるものにすべき
- ・ 税額控除の対象税目は、法人税(国税)を中心に検討すべき
- ・ 法人住民税から税額控除する場合は、住民税の「地域の会費」としても性格及び各地方団体の財政力を踏まえた控除限度額の設定を検討すべき
- ・ 企業側、地方団体側の双方にとって簡素な寄附手続きとすべき
- ・ 仮に制度を導入した場合において「本店が所在する地方団体」の事務負担が増大しないように留意すべき
- ・ 基準財政収入額の算定時には、個人向け「ふるさと納税」と同様に寄附金税額控除額を控除する仕組みとすべき

I 地方創生の推進（続き）

5 政府関係機関の地方移転

政府関係機関の地方移転について、国は、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすべきである。移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るべきである。また、東京一極集中是正の観点から積極的に移転を進めるべきであり、経済性や運営の効率性の確保という点を過度に地方に要求することなく、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うべきである。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

1 社会保障と税の一体改革

(1) 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

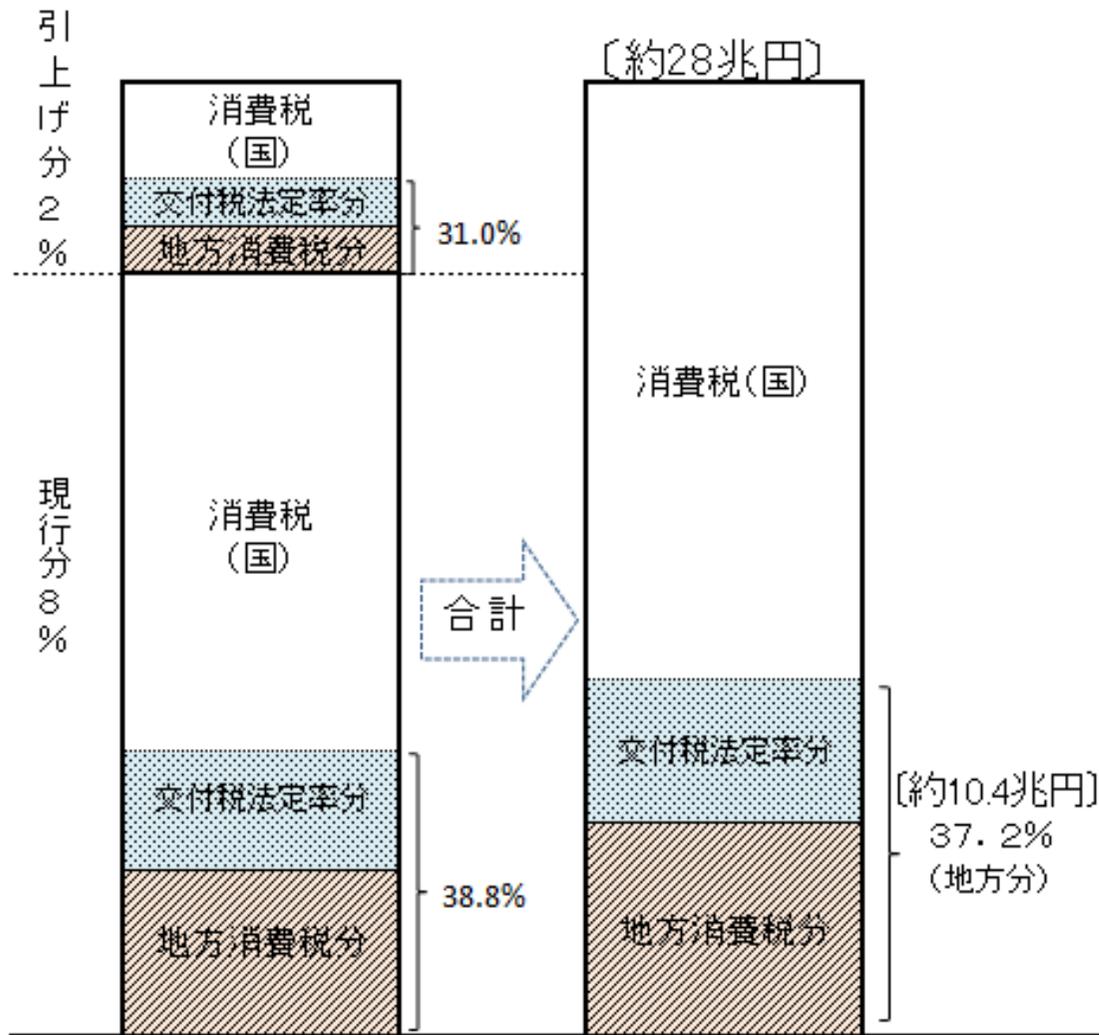
消費税・地方消費税率の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。税率8%への引上げにあたって実施された簡素な給付措置等は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、②その前提としての「インボイス方式」の導入、③所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにしたうえで検討すべきである。

なお、軽減税率制度については、(中略)これまで与党の消費税軽減税率制度検討委員会において、複数の具体的な案が示され、それぞれの課題等について検討が進められているところである。

軽減税率の導入については、対象品目の線引きや区分経理の方式、導入に向けた環境整備、所要財源の規模など検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については地方の意見も十分踏まえて慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

軽減税率導入による税収への影響

富山県試算



【試算の前提】

- ・ 消費税込 1%相当：約 2.8 兆円
- ・ 軽減税率の対象：酒類除く飲食料品
(1%あたり減収額 6,600 億円)
- ・ 軽減税率：8%に据置



◎軽減税率導入による減収約▲1兆3,200億円
うち地方分(減収の37.2%)約▲4,900億円

※仮に地方分総額 約10.4兆円を確保する場合には
地方分割合を37.2%→39.0%への引上げが必要



軽減税率を実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税の総額が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう地方税財源を確保する方策が同時に講じられるべき。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

2 法人税改革に伴う地方法人課税の見直し

（4）法人事業税の分割基準の見直し

その見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

(地方法人課税のあり方等に関する検討会H27. 4. 23 第23回)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務所 等の数 他の1/2を従 業者の数		各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 については1/2				1/2を事務 所等の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業			資本金1億円 以上の法人 の本社管理 部門の従業 者数につい ては1/2					資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置は 廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業			他の1/2 を従業者 の数			1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電所 の固定資産 の価額 他の1/4を固 定資産の価 額	経過措置あり	

第5 その他の検討課題

（地方法人課税の分割基準の見直し）

法人事業税の分割基準については、応益性や国の財源保障責任の観点から、財政調整を目的として変えることは不適當であると考えられるが、例えば、以下の点に着目してより客観性のある指標に変えていくことは望ましい。

- ・ 法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、平成17年度税制改正において、法人事業税の分割基準のうち「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置が廃止されたことについて、どう考えるか
- ・ 工場における産業用ロボット等の導入により無人化への方向が著しく進んでいることから、例えば「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を現行の1.5倍からさらに引き上げるべきではないか
- ・ 製造業に限らず、非製造業における近年のアウトソーシング化の動きを反映させるべきではないか

これらの課題について、実態を把握した上で、諸外国の制度も参考にして、その他の分割基準のあり方も含めて今後検討すべきである。

6 その他の検討課題

（1）分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、財政調整を目的として変更することは適當ではない。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等（続き）

3 車体課税の見直し

（前段落）

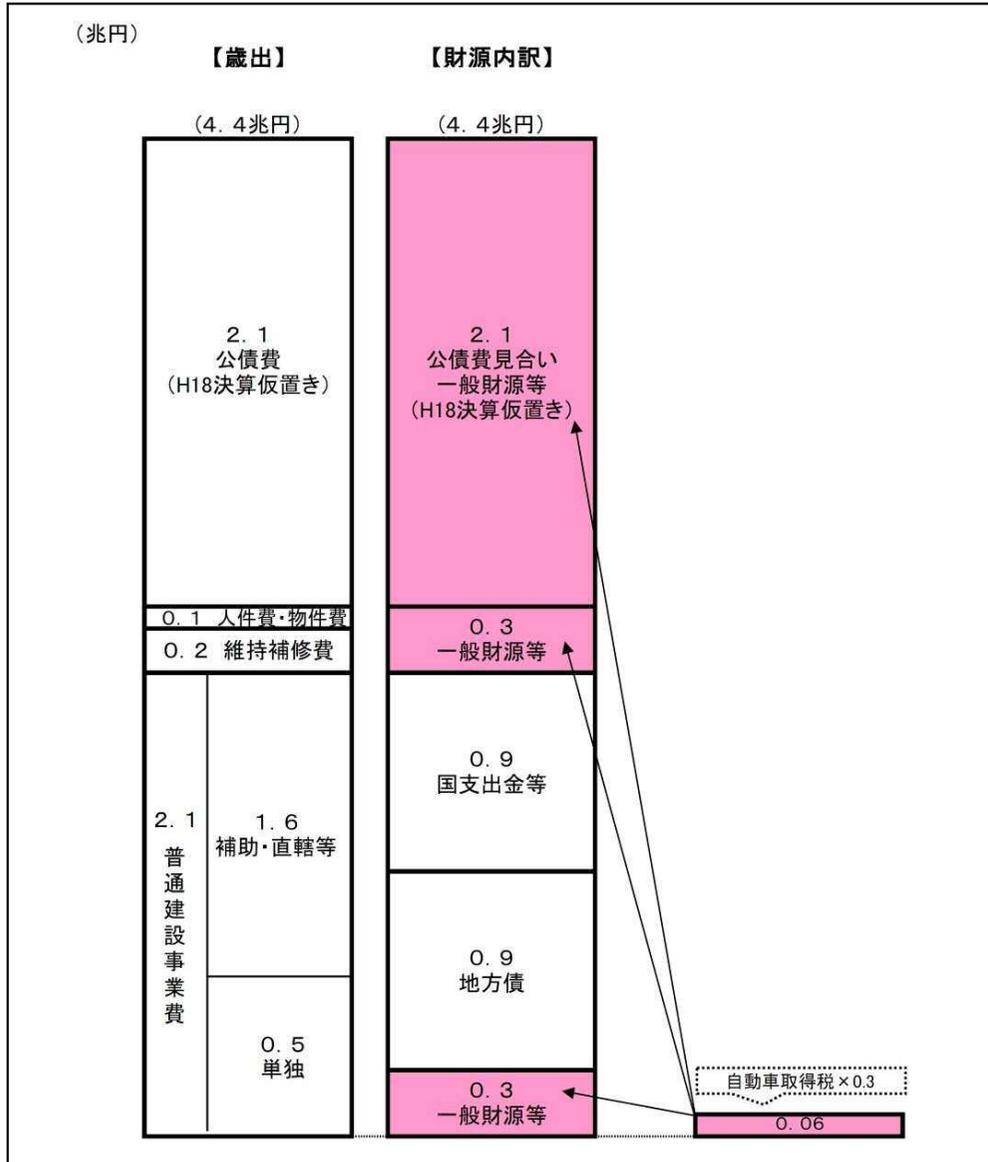
自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しにあたっては、都道府県はもとより自動車取得税の7割が交付されている市町村への影響が大きいこと、国土強靱化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを十分勘案し、自動車税・軽自動車税の環境性能課税など他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図るべきである。また、平成29年4月に導入予定の環境性能課税については、新たな税制上の仕組みであること等を踏まえれば、各地方団体における条例の制定や納税者への周知を含めた実務上の準備等に一定の時間を要することから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うべきである。

なお、自動車税は都道府県の基幹税であり、仮に自動車税の税率を引き下げるべきとの議論をする場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提として行うべきである。

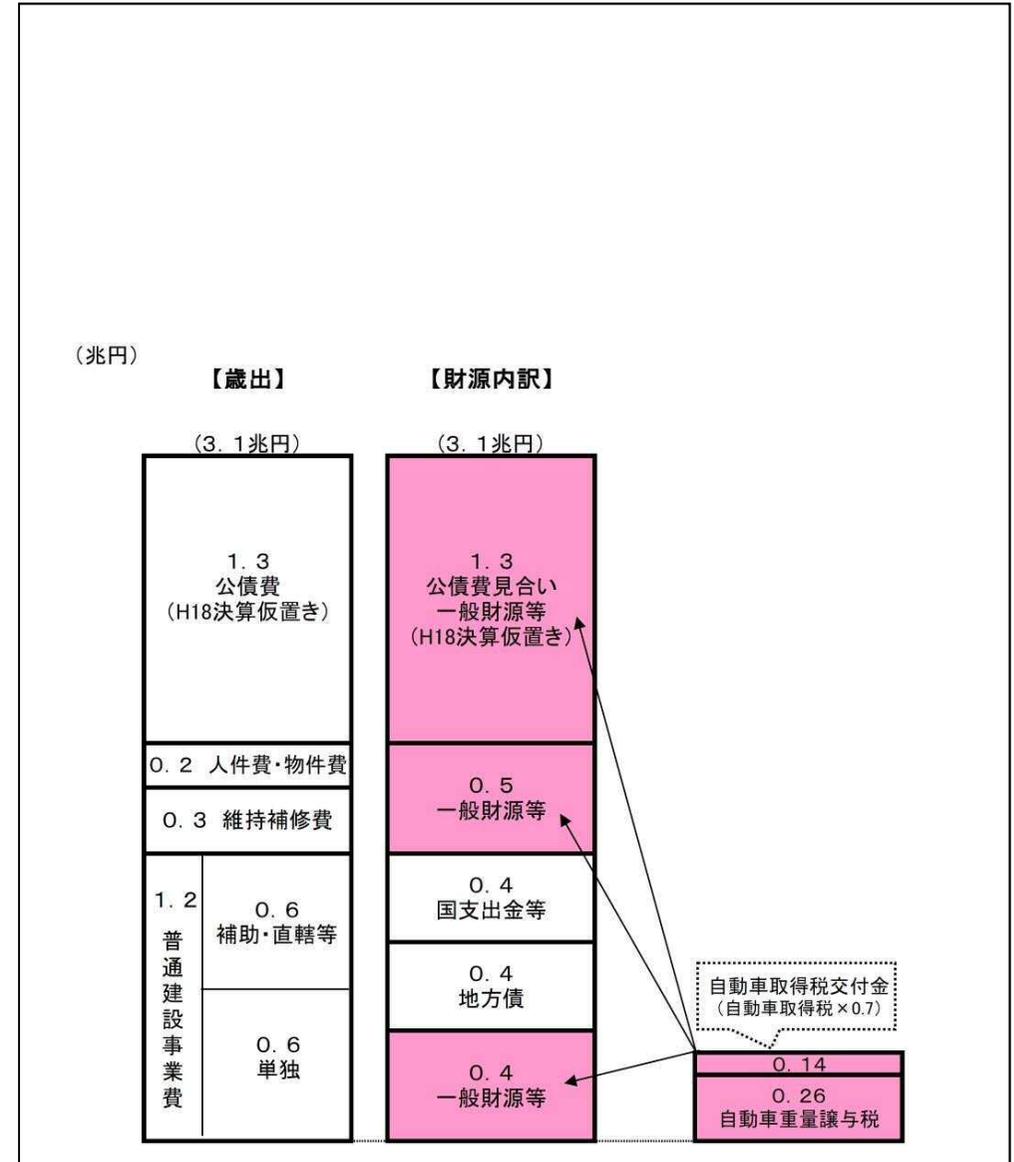
地方における道路関係費の財源構成 (H25決算)

富山県試算

都道府県



市町村



※政府・与党において、平成20年12月8日に「道路特定財源の一般財源化等について」が決定され、平成21年度から実施された
 (注1)表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある
 (注2)純計操作のため、都道府県から市町村への普通建設事業費補助金を都道府県決算から控除している

(「地方財政状況調査(総務省)」より作成)

車体関係税収の推移

〔H27税制改正〕
総務省資料

(単位:億円)

年度	地方分計(A+B+C+D)		自動車取得税収(A)		自動車 税収(B)	軽自動車 税収(C)	自動車 重量譲与 税収(D)	<参考> 自動車 重量税収 (国分)	
	うち 都道府県分計 (A-A'+B)	うち 市町村分計 (A'+C+D)		うち自動車 取得税交付金 (A')					
16	26,852	18,470	8,382	4,509	3,170	17,131	1,459	3,753	7,488
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255	1,573	3,721	7,350
19	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174	1,636	3,691	7,399
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808	1,687	3,624	7,170
21	23,863	17,269	6,594	2,310 (エコカー減税創設)	1,585	16,544	1,739	3,270	6,351
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155	1,776 (譲与率引上げ)	3,081	4,465
23	22,534	16,497	6,037	1,678	1,153	15,972	1,804	3,080	4,478
24	22,613	16,500	6,113	2,104 (エコカー減税継続)	1,464	15,860	1,843	2,806	3,969
25	22,204	16,304	5,900	1,934	1,374	15,744	1,885	2,641	3,814
26	20,993	15,768	5,225	948 (税率引下げ、エコカー減税拡充)	660	15,480	1,909	2,656	3,870
27	21,077	15,715	5,362	1,096 (エコカー減税継続)	778	15,397	1,999	2,585	3,740

(注)平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込額(自動車重量税収は決算額)、平成26年度は地方財政計画額(自動車重量税は予算額)、平成27年度は見込額である。

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 地方一般財源総額の確保等

(1) 地方一般財源及び地方交付税の総額確保

(前段略)

平成28年度の概算要求において、地方一般財源総額は、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、仮置きの数値としつつ、社会保障関係費の増等を踏まえ平成27年度を0.5兆円上回る62.0兆円を確保するとされた一方、出口ベースの地方交付税総額は16.4兆円で前年度比0.3兆円の減、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は20.8兆円で前年度比0.4兆円の減とされた。また、歳出特別枠の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行うとされた。

平成28年度の地方財政計画の策定にあたっては、このような状況を踏まえ、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、教育、医療、高齢者対策等の福祉等の行政サービスを十分に担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すべきである。(以下略)

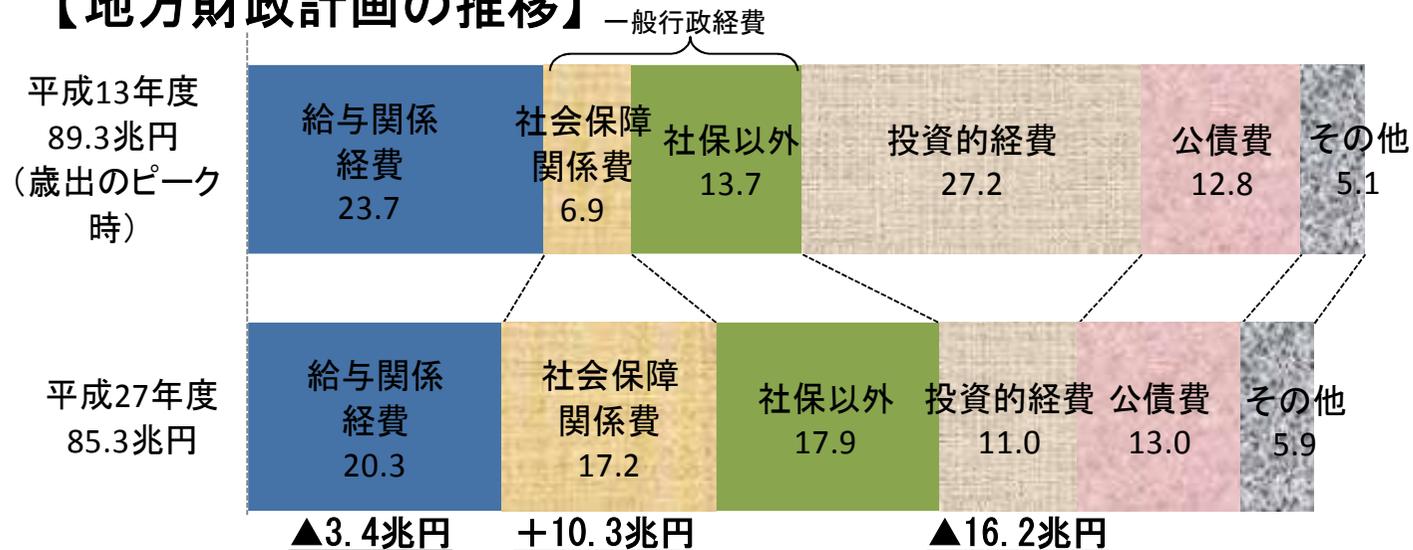
(7) 退職手当債の取扱い

退職手当債については、今後も退職手当額が引き続き高水準で推移すると見込まれることから、平成27年度までとなっている時限措置を平成28年度以降も継続し、地方団体の財政運営に支障が生じることがないようにすべきである。

地方財政の現状と課題について

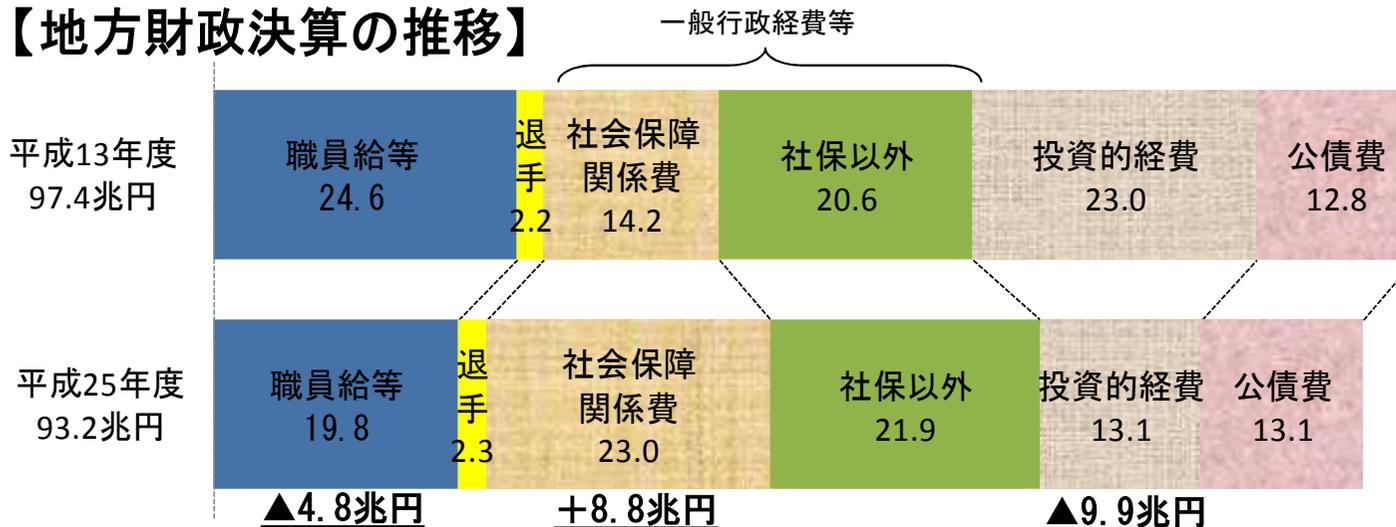
- ・ 社会保障関係費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減

【地方財政計画の推移】



(注)内訳が公表されていない一般行政経費(単独分)に係る社会保障関係費は、社保以外に算入。

【地方財政決算の推移】



(注) 社会保障関係費は、一般行政経費(単独分)相当分(乳幼児・妊産婦医療費助成、保育料軽減事業費補助金など地方独自の取組み)を含む。なお、東日本大震災分を除いている。

従来のような給与関係経費や投資的経費の削減などによる対応は極めて困難



地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保

平成28年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円、%)

区分	27年度	28年度		特記事項		
		増減	伸び率			
歳出	給与関係経費	20.3	20.4	0.1	0.5	H27給与改定所要額(人事院勧告[H27.8.6])の増 社会保障費の増
	退職手当以外	18.5	18.7	0.1	0.8	
	退職手当	1.8	1.8	△ 0.0	△ 2.3	
	一般行政経費	35.1	35.6	0.5	1.6	
	補助	18.5	19.0	0.4	2.2	
	単独	14.0	14.1	0.1	0.8	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.1	
	まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.8	0.8	0.0	0.0	
	投資的経費	11.0	11.0	0.0	0.0	
	直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
	単独	5.3	5.3	0.0	0.0	
	その他	18.0	18.0	△ 0.1	△ 0.3	
	計	85.3	85.9	0.6	0.7	
うち一般歳出計	69.3	70.0	0.7	1.0		
歳入	地方税等	40.2	41.1	1.0	2.4	「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算 社会保障費の増
	地方税	37.5	38.9	1.4	3.6	
	地方譲与税	2.7	2.3	△ 0.4	△ 15.1	
	地方交付税	16.8	16.4	△ 0.3	△ 2.0	
	国庫支出金	13.1	13.3	0.2	1.4	
	地方債	9.5	9.3	△ 0.2	△ 1.9	
	臨時財政対策債	4.5	4.4	△ 0.1	△ 2.1	
	その他	5.8	5.8	0.0	0.0	
計	85.3	85.9	0.6	0.7		
うち「一般財源」	61.5	62.0	0.5	0.8		
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.2	60.6	0.4	0.6	(交付団体ベース)	

(注) 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。

(総務省資料をもとに作成)

平成28年度地方交付税算定基礎【概算要求時】

(単位: 億円)

区分		平成28年度 当初要求額 A	平成27年度 当初予算額 B	増減額 (A-B)	増減率 C/B
					C/B
一般 会計	国税4税の法定率分等 ①	142,371	133,013	9,358	7.0%
	所得税×33.1%	58,399	54,423	3,976	7.3%
	法人税×33.1%	38,732	36,377	2,355	6.5%
	酒税×50%	6,700	6,540	160	2.4%
	消費税×22.3%	40,352	38,160	2,192	5.7%
	(小計)	144,183	135,500	8,683	6.4%
	平成20、21年度補正予算精算分等	△ 1,811	△ 2,486	675	△ 27.2%
	(小計)	△ 1,811	△ 2,486	675	△ 27.2%
	一般会計からの加算分 ②	13,929	21,155	△ 7,226	△ 34.2%
	法定加算等	5,536	4,326	1,210	28.0%
別枠の加算	700	2,300	△ 1,600	△ 69.6%	
臨時財政対策特例加算	7,693	14,529	△ 6,836	△ 47.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	156,301	154,169	2,132	1.4%	
特別 会計	地方法人税の法定率分 ④	5,646	4,770	876	18.4%
	返還金 ⑤	0	0	△ 0	△ 87.4%
	特別会計借入金償還額 ⑥	△ 4,000	△ 3,000	△ 1,000	33.3%
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 1,584	△ 1,614	30	△ 1.9%
	剰余金の活用 ⑧	0	1,000	△ 1,000	皆減
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑨	2,000	3,000	△ 1,000	△ 33.3%
	前年度からの繰越 ⑩	5,903	9,224	△ 3,320	△ 36.0%
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=⑪	7,965	13,380	△ 5,414	△ 40.5%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑪ ⑫	164,266	167,548	△ 3,282	△ 2.0%	

(注1) 地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(700億円)を行う。

(注2) 平成28年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来21年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(総務省資料をもとに作成)

【各論】Ⅱ 地方交付税制度の見直し等

6 地域医療介護総合確保基金の安定的な確保

地域医療介護総合確保基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置づけられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革の趣旨を踏まえ、その配分にあたっては都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すること。

7 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止等

国では先般、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を設置し、子どもの医療の自己負担のあり方、国保の国庫負担のあり方などについて検討を開始したが、少子化対策は喫緊の国家問題であり、国の責任において、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設し、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに廃止すること。